

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和2年8月7日（令和2年（行情）諮問第398号）

答申日：令和2年11月25日（令和2年度（行情）答申第381号）

事件名：特定文書に記載の「別冊 防衛省作成想定集」に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「別冊 防衛省作成想定集」に該当するもの。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年4月27日付け閣安保第186号により、内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件対象文書の行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条2項に基づき原処分を行ったところ、審査請求人から、「不開示決定の取消し」を求める旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、本件審査請求を受け、改めて文書の探索を再度実施したが、本件開示請求に該当する文書の存在は確認できなかったため、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において本件審査請求を受け、改めて文書の探索を再度実施したが、本件開示請求に該当する文書の存在は確認できなかった。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求につき、法9条2項に基づき行った原処分は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年8月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年10月30日 審議
- ④ 同年11月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有していないとして、本件対象文書を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう「別冊 防衛省作成想定集」とは、平成30年12月18日付け国家安全保障会議及び閣議においてそれぞれ決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「防衛大綱」という。）に関して、対外的な説明を求められた際に使用することを目的に、内閣官房国家安全保障局（以下「国家安全保障局」という。）の取りまとめの下に、関係省庁と協議しつつ作成した「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱 関連想定」に「（別冊 防衛省作成想定集参照）」と記載された文書を示しており、処分庁では、本件開示請求はこの「別冊 防衛省作成想定集」に該当する文書につき、国家安全保障局において作成又は取得した文書を求めるものと解した。

イ 「別冊 防衛省作成想定集」は、防衛大綱に盛り込まれた「自衛隊の体制等」について問われた際に使用することを目的に「自衛隊の体制等」の所掌事務を担当する防衛省が作成した文書である。

よって、国家安全保障局では、本件対象文書を作成しておらず、また、「別冊 防衛省作成想定集」に係る質疑については、「別冊 防衛省作成想定集」を作成した防衛省において対応することとしていたことから、国家安全保障局では、本件対象文書について、その写しを含め取得もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、改めて執務室内の書庫、書架及びパソコン上

のファイル等の探索を行ったものの、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書を作成しておらず、その写しを含め取得もしていないなどとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、国家安全保障局において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、国家安全保障局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久